

天海訴訟を支援する会

ニュース 2023/9/12 No. 47

〒262-0032 千葉県花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/> amagaisoshou@gmail.com

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

千葉市の上告受理申立てに抗議する 総決起集会 最高裁への公平な判断を求める署名行動を

2023年**9月19日**（火）午後2時～5時
衆議院第一議員会館 大会議室

参加申込
QRコード



集会はオンライン配信します。手話通訳あります。

参加申し込みアドレス <https://forms.gle/1pv8R9or69b3pyF38>

会館入り口で支援する会担当者から入館証を受け取ってください。

集会プログラム

1. 開会挨拶 2. 国会議員挨拶 3. 天海訴訟の現状報告 天海訴訟弁護団
4. 講演「天海訴訟、最高裁で勝つためにー 千葉市の上告受理申立理由書の問題点」
講師 自立支援法訴訟弁護団 天海訴訟弁護団 坂本 千花 弁護士
5. 意見交換 ・国会議員メッセージ・今後の行動提起 署名のお願い 6. 原告決意表明

後援：
NPO 法人日本障害者協議会、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会、
全国障害者問題研究会、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、きょうされん、
障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会、

衆議院第1議員会館

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車
1番出口または
2番出口（エレベーター有）から徒歩5分
または地下通路で議員会館へ

天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉県花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL-FAX: 043-308-6621 <http://amagai65.iinaa.net/>
amagaisoshou@gmail.com
東京事務所：〒160-0072 東京都新宿区大久保
1-1-2 富士ビル 4F
TEL：03-3207-5621 FAX: 03-3207-5628



千葉市の上告受理申し立てを受けて

天海訴訟弁護団 弁護士 坂本千花

千葉市から、令和5年5月30日に上告受理申立書が提出されました。これを受けて、弁護団は、令和5年8月28日に最高裁に反論書（答弁書）を提出いたしました。弁護団が提出した答弁書のポイントは、以下のとおりです。

1 「障害者総合支援法7条の解釈

について」に対する反論

千葉市は、高裁判決に従った場合、「実質的に介護保険と障害福祉サービスの選択を行うことが可能となる」として、「裁量権の行使の名のもとに介護保険優先原則を空洞化するものであり、重大な誤りがある」と主張しています。

しかし、高裁判決は、介護保険優先原則の下であっても、介護保険移行前から自己負担の軽減措置を受けている障害者と、軽減措置を受ける余地がない障害者との不均衡に着目して、行政の裁量権行使の指針を示したものです。

裁判所が、人権保障の砦として、当然のことを示したものです。

千葉市は、「原判決の結論が、他の市町村に適用される可能性があり、全国の取扱いに影響を及ぼすものであるから、一般化されるべきでない」と主張していますが、合理性を見いだせない不均衡を是正すべきとした判断が一般化されることは、何ら問題はありません。

千葉市の主張は、高裁判決を覆す理由になっていません。

2 「裁量権行使について」

に対する反論

① 不均衡を避けるための裁量権行使について

千葉市は、「本件で問題となった不均衡は、障害者福祉制度及び介護保険制度の仕組みに由来するもので、千葉市には、裁量権行使によって不均衡を是正させる義務はない」として、「本件処分が違法であるとした原判決の判断が間違っている」と主張しています。

確かに、本件で問題となった不均衡は国が定めた制度ですが、高裁判決は、地方自治体に対して、国の制度に矛盾があった場合に、法令や通知の内容を超えてまで市町村の裁量で解決することを強要したものではありません。

また、高裁判決の通りに裁量権を行使することは、障害者総合支援法や厚労省通知の趣旨に反するものでもありません。

千葉市の主張は失当です。

② 行政庁の負担について

千葉市は、「市町村の職員が多様な制度を把握しながら、それぞれに矛盾がないか検討するとすると、大量の案件を処理しなければならず、職員の負担は膨大になる」と主張しています。

しかし、高裁判決は、市町村職員に対し、全ての制度を把握しながらそれぞれに矛盾がないかを検討し大量の案件を処理するように求めたものではなく、くまなく制度を調べあげて全ての制度間不均衡を是正することを要求しているものでもありません。高裁判決も、現在も実際に多くの自治体で自立支援給付の支給を継続する選択がなさ

れていることに鑑みて、「自立支援給付を継続する裁量権を有するとの考え方は支持され得る」として、自立支援給付を継続する裁量の余地を認めたものです。

千葉市は、既存の制度下においても、適切に裁量権を行使して、障害者の人権を侵害しないように配慮することができたのに、それをせず打ち切り処分をしたから取り消されたのです。そのことを真摯に受け止めるべきです。

3 裁量権行使の基準に関する反論

千葉市は、最高裁昭和53年10月4日判決や、最高裁平成4年10月29日判決を引用して、高裁判決の判断は、最高裁判決と矛盾していると主張しています。

最高裁昭和53年10月4日判決は、国家が外国人を自国内に受け入れるかどうかに関しての行政裁量の事案で、最高裁平成4年10月29日判決は、原子炉設置許可処分の審理・判断方法についての行政裁量の事案です。

そもそも、福祉行政とは専門性も質も異なるので、引用する判例として妥当ではありません。

両判決を引用すると否とを問わず、本件の打ち切り処分は、憲法で保障されている生存権の趣旨を没却する明らかに不合理な判断です。

この非道な打ち切り処分が取り消されることは当然であり、高裁判決の判断は、最高裁判決と矛盾するものではありません。

4 国家賠償法に関する主張

に対する反論

千葉市は、高裁判決が国家賠償法による賠償責任を認めたことについて、「自治体が法令に従わない裁量権を有するとして、

法令に従って申請を却下したことを違法だとしたことが間違っている」と主張してますが、高裁判決は、「自治体が法令に従わない裁量権を有する」とは言っていません。

千葉市の打ち切り処分は、法令の趣旨に照らして間違っていたらから、賠償責任まで認められたのです。

千葉市は、相変わらず「法令に従って申請を却下した」と認識しているようですが、その認識こそ、障害者総合支援法の理解が欠如しているものです。

千葉市は、打ち切り処分が取り消された趣旨を真摯に受け止めるべきです。

5 住民監査請求に関する主張

に対する反論

千葉市は、高裁判決の判断に従って自立支援給付を継続した場合、住民から、違法な公金支出であるとして住民監査請求をされる可能性があるとして主張しています。

地域共生社会の実現を目的として、障害者に必要な自立支援給付をするために適切に裁量権を行使することは、障害者総合支援法の趣旨に違反するものではなく、住民監査請求の結果、違法な公金支出であると判断されるはずがありません。

仮に、千葉市に65歳以上の障害者に必要な障害者福祉サービスを支給することに反対する住民がいたとしても、誰もが大切にされる住みやすい街づくりを実現するために、地域住民に理解を得るよう努力をするのが望ましい行政の姿です。

千葉市の上告受理申立の理由は、高裁判決を覆すに足りる理由になっていません。

1日も早く、不受理決定が出ることを願うばかりです。

天海正克さんの人権保障を遵守した東京高裁の判決を 尊重し、最高裁判所においても公正な判断を求める 要望署名活動への協力を要請します

天海正克さんが、千葉市を相手取って、2015年11月27日に訴訟を起こしてから9年が経過し、東京高裁は2023年3月24日、天海さんの全面勝訴の判決を下しました。この判決は、天海さんに対する自治体の人権保障の責務を明確化したものと言えます。

しかし千葉市は、東京高裁の判決を不服として最高裁判所に上告受理の申立てを行い、天海訴訟は最高裁判所で争われることになりました。

この訴訟は、
第一に、65才になると介護保険の利用を優先され、天海さんの場合、1万5千円の負担をしなければなりません。これは、障害者の生存権を脅かす不当なものであり、年齢によって差別するものです。千葉市は、国の言い分そのままに「社会保障は、自助・共助・公助の順に適用されるのが原則」としています

第二に、千葉市はその他の多くの自治体と異なり、天海さんが介護保険の利用申請を行わなかった際に、障害者福祉のすべての給付を一方的に打ち切り、天海さんは、費用の全額を自己負担せざるを得なくなりました。千葉市はただ「法律に定められた通りにやっている」というにすぎません。こうした強制的な行政処分は、許されません。

人権保障の最後の砦である最高裁判所においても、東京高裁と同様に公正な判断をしていただけるように、以下の要望を最高裁判所に届けることになりました。

天海訴訟は、国の歪んだ社会保障行政を変えていくたたかいです。皆様のさらなるご支援を心からお願いします。

要望項目

天海さんの人権保障を 遵守した東京高裁の判決を尊重し、最高裁においても公正な判断をして下さい。

1. 署名の種類

最高裁判への要望署名(別紙)

★署名は「**団体署名**」と「**個人署名**」
の2種類です。

2. 集約時期

第1次集約を**10月15日**とします。

3. 署名集約先

天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222

幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL・FAX 043-308-6621